その七
［様式　略］
［備考　略］
（別紙）
［様式　略］
備考
［１　略］
２　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。
(1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円＋586円88銭×ポスター掲示場数 ……１円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
316,250円＋293,440円＋30円73銭×（ポスター掲示場数－500） ……１円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
(2)　参議院比例代表選出議員の選挙　40円
［３～５　略］
［その八・その九　略］

その七
［様式　同左］
［備考　同左］
（別紙）
［様式　同左］
備考
［１　同左］
２　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。
(1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙
イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数 ……１円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
316,250円＋270,655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数－500） ……１円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
(2)　参議院比例代表選出議員の選挙　37円
［３～５　同左］
［その八・その九　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第	（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第